

## 平成27・28年度学校給食用めん加工委託工場指定方針

### 1. 指定申請のできる工場

- (1) 本年度、学校給食用めん加工委託工場として指定されている工場で、引続き指定を希望する工場。（指定更新希望工場）
- (2) 新たに指定を希望する工場で、別添「静岡県学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場選定基準」に適合する工場。（新規指定希望工場）

### 2. 指定申請書の提出

- (1) 引き続き指定を希望する工場は、工場所属団体（静岡県学校給食めん協同組合）から「委託工場指定申請書」の用紙を受け取り、工場所在地の市町教育委員会を通じて平成26年8月29日（金）までに県学校給食会へ提出する。この場合、市町教育委員会へは8月22日（金）までに提出する。
- (2) 新たに指定を希望する工場には、「委託工場指定申請書」の用紙を直接学校給食会から配布するので、（1）と同様に期日までに提出する。
- (3) 提出部数  
市町教育委員会へ本書1部、写し2部提出する。（うち写し1部は市町控、本書1部及び写し1部は県学給へ提出）

### 3. 工場の選定

- (1) 工場の選定は「静岡県学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場選定基準」および「学校給食用小麦粉製品加工および炊飯委託工場指定要領」の規定に基づいて行う。
- (2) 工場実地調査は、平成26年10月上旬から実施する。
- (3) 指定申請工場は、平成26年4月以降に実施された所轄保健所の「食品衛生監視票」に基づく監視指導の結果を、平成26年10月31日（金）までに県学校給食会に提出する。
- (4) 委託工場選定委員会は、平成27年1月下旬に実施する。

### 4. 学校割当

委託工場として指定する工場への学校割当は、次の各事項を考慮して行う。

- (1) 工場の製造規模
- (2) 輸送距離の平均化
- (3) 市町教育委員会および工場所属団体の意見
- (4) 学校給食に対する実績

### 5. 委託工場決定の時期

平成27年2月上旬